

<更新> ~ a × e

1

1 H° - i 左 H° 4 行目 「風漸」 (二) 太 & ↓
上

5 H° - i 上 左 H° 10 行目 「竟西」 (一) 七 & ↓
北

6 H° - i 上 左 H° 5 行目 「離始」 → 「歸序」

8 H° - i 上 右 H° 10 行目 「後」 → 「右後方」

8 行目 ~ 15 行目

「1-10 分 ~ 流れた。」 エ

右 H° 4 行目 「また」 ~ a 前へ移動す。

左 H° 15 行目 「哉剣官序」 → 「書記官序」

8 H° - i 下 右 H° 14 行目 > 「申立で先に審理す」

左 H° 8 行目 ↑ ↓
(三山は祭語(2-5))
(2回では子<→(四))
マの記憶

11 H° - i 上 右 H° 4 } 行目 「 $\frac{1}{2}$ 加音」 → 「 $\frac{1}{2}$ 加入」
6 }
7 }

(法律的には「 $\frac{1}{2}$ 加入」と「 $\frac{1}{2}$ 実質」)

】 実質は「 $\frac{1}{2}$ 参加者」と祭語(大?)

2

14 ページ上 方から 10 行目 「物を」とある

↓

8

17 ページ下 (中尾麻里子 A3672 生活しきじたのは
'81年秋以来)

25 ページ下 方から 13 行目 「左のしたが」

↓

仕方

方から 5 行目 「後3」

↓

トム

左から 13 行目 「しかし、その理由は子供たちへ述べ

↓

'84 年の手話をした。その人 実は ~ ことで T=

「 松下さんは 現在の審査で人事院へ請求し、

71年9月に 神戸で 公開の 審査へ向かひたが

5日間の予定

3月日に 松下さんの代理人が 会場で パンをたべて

これが 理由として 人事院公平審査員会は 審査を中断、

10年間も 放置した。松下さんは 審査用書を

東京地裁へ申し立て、勝訴が確定に至りたがて

あれで たとえ 人事院は、あくまで 審査の用意を

81年11月で おこなうことに なった。

26 8°-3 下 右から 5 行目

「及び、固有名詞をもって取扱ふるゝよしにと」



トマレ

左から 2 行目 「日だつたちがいの 〇 X リは」

目立ちた

リル

リ

28 8°-3 下 右から 1 ~ 7 行目 を 次へようします。

の職員によって送達されたたゞ、正式の住所所

(裁判所及び文書に記載)を行なく、別の活動の拠点へと
あつた。長野市内の調査活動へ入ったと推測できます。

しかし、当口は午中までは、その場所には徘徊してゐる、

室内にいた別の女性(深津さん)が、「本人に渡して下さい。」

数人の職員へ玄関の脇の向に立つかの女をみて立ち去
りました。

男類へ入った封筒

その後で見て行ったので、かの女は職員へ集めて

きた車のボンネットの上に荷物をのせた。車はそのまま走り

去了。その日、風は吹いて道に落ちてまとわり

持つたので、その時はまだ先ほどの場所へはきた二台の

車があった根本にて、女は自分で車の全長を

未開封の書類が重厚なものとみえと判定して京都市役所へ送つたのです。

4

30 ページ 上 左から 7行目 「かわった」 → 「かわった」

31 ページ 下 まん中 「とんどん写真を撮った。」

これでみた記憶で今中へ戻る

いままでのところ、写真でとるボース

一種の索引としたへん?

44 ページ 上 右から 6行目以下の文章の主語は?

「言葉の人」を入る。
→ 2

下 まん中 「見て知っている」 → 「ハナシトにはるも」

左から 12行目 「お手本で何を入れたのか?...」の次に

(はなしハナシト12月号)

「松下さんから来た手本が手本の場合に、自分で仕立てる

手本で何を入れたのか?...」

筆者の内に人として迫ってから手本に感心

松下の言葉

「北川先生拒否する決意は、たまたま最後の局面」とは、「79年2~3月

南山大学開学公演にかかる。時の大河原伸也が見えた。

内 笑 おり、松下はこの局面でも「選択肢3つ=二つは手に入れるが、

的 決してもう一つは絶対に手に入れた。松下は、こうして、ハナシト

身 立 てた。南山大学の(分離)報告人。成田晴子への提携へ結局どうなったか?

立 てた。北川先生をはじめ、同行しました、と言ったあたりで

景 た。北川先生はなり、その過程で活動はより多くの創成へ監査に向

向 た。

コクヨ K-35 20×20

46 A° - 2 F4 — 2 行目 「ハルツ物 + 1 = 53」
↑ ↑
ヤ 上6 — 2 行目 「持続する」
↑47 A° - 2 F (2 行目 「オーバーフローリング」
↓
L54 A° - 2 上 左から 3 行目 「4415」と
↑
ま56 A° - 2 下 左から 5 行目 「巧用便。2~3。
↑59 A° - 2 F 「～」 []三月三日
V2E '93. 10. 24

(終)

103 A° - 2
↑ < 上 > ↓ 24 X. E.

さんのなかった行為を並列させ裁判官にバランスをとらせようとでもしているように見える。こういう感覚は仮装被告団の思つてもみなかつたことだ。残念なことに、弁護士の裁判所のベースに迎合する職業的なナレ。論理の構築につまづき、言葉遣いにも緊張を欠いている。先にみてきたよな阪口証人に対する失敗や、頼みもしない文脈をこしらえるというのは勇み足というより、たしかに大失態だった。

イヤイヤ、ここにきて弁護士をあれこれ言つたって仕方ない。弁護士、検事、裁判官を消した審理は自己解体の場である。それなのに、自己を表現しきることは、自己を他者から問われることよりも難しく、互いの意思の疎通を欠いたまま、公判に臨まなければならなくしたのは、弁護士の責任じやなかつた：

二審の判決に対し、最高裁に控訴した。その主体も仮装被告団である。

一〇二審が死刑判決である事件以外は三審で口頭弁論が開かれることはまずない、文書提出のみが唯一の主張の場であるのに、九三年の夏まで、根本さんは何の意思表示もしていない。

このまま最高裁の結審があつても根本さんは黙つたままだろう。事件は、根本さんの嵌められたワナの意味を明らかにするだけではなかつた。それはそうだが：

どちらにしろ、根本公判、最高裁への仮装被告団の判決は決まつていて。

☆

最後に、△三六七から撤去して京都地裁の執行官が保管していることになつていた物品をめぐつて、山本牧師、北九州市の永里さん、ぼくら三人が原告になつて提訴していた動産引渡請求事件 昭和6〇年(ワ)一一〇七号 は八五年六月一五日から二二回にわたつて審理されてきたが、九〇年十月二九日の二二回公判に当事者が「本件の審理をより本質的に進めていくために当事者および本件にかかる(未出現)の当事者(裁判における訴訟行為をなしうる資格を認定された者)によって開かれた会議の討論」によつて、全員不出頭したため京都地裁は願つてもみなかつた事態に待つてましたとばかりに、休止の決定をくだした。

『休止といつのは延期とは異なり、休止後二ヶ月以内に当事者から再開を求める申立てがない場合には、原告が訴を取り下さたとみなして処理される。訴の内容は物品の返還要求であつたから、一見すると、当事者とくに原告が、この要求の意思をなくしたと受け止め

4月25の記録に
10、11記入

にふこなった後、一月二日と二月四日、
七、八月から取扱い

られかねないけれども、逆に、原告を含む全当事者（△三六七の自主ゼミに積極的に参加していた。）は、訴の内容や位置をより深く応用するために、五月と十月の討論集会をへて、原告から期日の延期申請を提出しつつ法廷に非存在した（）。」（松下昇 概念集）

4（当事者）より

その日初めから、傍聴席にいたのは岡山の宿里くんだけで、ぼくは電車に乗り遅れ定期に到着することができず、ちょうど裁判長が話し終わつたところで法廷に入った。書記官が困つたという顔でこっちをみたが裁判官は何ごともなかつたような顔で出ていった。

この動産引渡事件に八木さんは途中から参加原告となつたため平成一年（ワ）四一〇号も併合されている。このため八木さんはこの決定を不服として同じ日に京都地裁に長文の準備書面をただちに送つた。

山本牧師は三人を代表して一月にはいつて「休止期間延期申立書」を送つた。

八木さんのものも、牧師のものも地裁は無視し、三ヶ月後に「訴の取り下げ」の処置を強制的にとり、その一年半後には京都大学教養部の地下倉庫にあれからずっと保管してあつた物を廃棄する、という脅かしをかけてきた。あの膨大な資料群が地下倉庫のなかで時間と情況を糧に息づき、成長し、当局の手が出せなくなつたため、形式的には引き取れといふ脅しであった。そのため、ぼくと竹中さんは九二年八月一二日と（中旬の二回）小型のトラックで主要なものは自主管理しつつ、「総体の占拠のイニシエーションは持続する」と当局に宣言して（）見送りに運んだ。

竹中さんは『大学闘争に関する資料集』のこれからの方々の爲めに（）へ

し、ぼくも引き取つた『石の枕』のコピーをリ次の校正のために応用する。

あの強制執行のとき△三六七にいた竹中さんの女の子たちもやつてきて、地下倉庫を昔馴染みの△三六七のように動き、物品の確認を独自に（）、トラックに積み込むと荷台の荷物のスキ間（）暑い真夏の午後の陽射しの下で、満身浴衣と洒落るわけにはいかなかつたが、そこに乗つ十もわかった。

（）はあつたが、日々体がやが一ヶ月たつて、体験たつ引き取りの最初のときは阪大闘争、その十年後の寮闘争を聞つた「静かなる男」、お酒と、が、それは自分ひとり黙々と飲みつづける男というイメージをもつ広部さんが知人のオデッサ書房のひとと来てくれた。

ダンボール箱七十個あまりにぎつちりと詰めなおし、（捨てられたる）（自主ゼミ参加者のそれを）（そんな物はないハズだったが意向を確かめることもできないまま）電化製品、衣類、寝具、食器類などはその場（）捨て当局の処置にまかされた。

とせんに

に「（）」の由来と共に書かれていた。